

第31号議案

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例

(目的等)

第1条 この条例は、放置自動車の処理について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復し、生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とする。

2 県有地等の管理上の支障の除去、生活環境の保全上の支障の除去等放置自動車に対して講ずることのできる措置について、法令に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県有地等 県が所有し、又は管理する土地をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (3) 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間置くことをいう。
- (4) 放置自動車 放置されている自動車をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、使用权若しくは占有権を有している者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。

(放置の禁止)

第3条 何人も、正当な理由なく、県有地等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(調査等)

第4条 知事は、県有地等に放置自動車があるときは、その職員に、当該放置自

動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所に貼り付けさせることができる。

- 2 知事は、県有地等に放置自動車があるときは、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通報するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあっては、当該施錠を解除させ、その目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができる。
- 4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(放置自動車の移動及び保管)

第5条 知事は、前条第1項の規定により警告書を貼り付けた日の翌日から起算して14日を経過した日以後引き続き当該放置自動車が置かれている場合において、当該県有地等の利用上又は管理上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

- 2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合(所有者等の所在が判明しない場合を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。

(勧告及び命令)

第6条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査の結果、放置自動車

の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(廃自動車認定)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該放置自動車を廃自動車と認定することができる。

- (1) 第4条第1項の規定による警告書の貼付けの日の翌日から起算して14日を経過していること。
 - (2) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。
 - (3) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容を読み取ることができないこと又は同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録若しくは同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。
 - (4) 道路運送車両法第73条第1項(同法第97条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容を読み取ることができないこと。
- 2 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示しなければならない。
- (1) 第4条第1項の規定による警告書の貼付けの日
 - (2) 放置されている場所(第5条第1項の規定により放置自動車を移動し、及

び保管した場合にあっては、放置されていた場所)

(3) 放置自動車の車名、塗色、種別及び道路運送車両法第9条に規定する自動車登録番号又は同法第60条第1項若しくは第97条の3第1項に規定する車両番号のうち判明しているもの

(4) この項の規定による公示の日の翌日から起算して14日を経過した日以後に当該放置自動車について廃自動車認定をし、これを処分する旨

(処分)

第8条 知事は、前条第1項の規定により放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。

2 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、前条第1項の規定により当該放置自動車を廃自動車と認定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次に掲げる事項を公示し、その公示の日の翌日から起算して3月を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができる。

(1) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) この項の規定による公示の日の翌日から起算して3月を経過した日以後に当該放置自動車を処分する旨

(費用の請求)

第9条 知事は、第5条第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したとき又は前条の規定により放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該移動及び保管又は処分に要した費用を請求することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第6条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。